

償還払い・受領委任払い方式による保険給付の流れについて

	償還払い方式	受領委任払い方式
住宅改修前	<p>住宅改修を行う前に、介護保険課に事前審査申請をし、確認を受けます。</p> <p>◇申請に必要な書類</p> <p>①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費申請書【事前】償還払い</p> <p>②工事費見積書(材料費・施工費・諸経費等を区分けする)</p> <p>③住宅改修理由書</p> <p>※住宅改修理由書を作成できるのは、居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員または福祉住環境コーディネーター2級以上等の有資格者に限られています。</p> <p>④改修予定箇所の写真(撮影日の入ったもの)</p> <p>⑤図面</p> <p>⑥住宅の所有者の承諾書(賃貸の場合のみ)</p> <p>介護保険課は、工事内容や資格等を確認し受付します。 受付後に審査し、問題がない場合は事前審査確認書を被保険者(本人)宛に送付します。 ※事前審査確認書が被保険者(本人)に届いたことを確認してからの着工となります。</p> <p><u>事前審査確認書が送付される以前に着工したものについては介護保険の給付対象外となりますのでご注意ください。</u></p>	<p>住宅改修を行う前に、介護保険課に事前審査申請をし、確認を受けます。</p> <p>◇申請に必要な書類</p> <p>①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費申請書【事前】受領委任払い</p> <p>②工事費見積書(材料費・施工費・諸経費等を区分けする)</p> <p>③住宅改修理由書</p> <p>④改修予定箇所の写真(撮影日の入ったもの)</p> <p>⑤図面</p> <p>⑥住宅の所有者の承諾書(賃貸の場合のみ)</p>
住宅改修着工時	<p>◎事前審査申請に基づき住宅改修工事を実施します。</p> <p>改修内容の変更は、<u>原則給付対象とはなりません。</u>やむを得ず部材等の変更が生じた際は、必ず着工前に介護保険課に連絡してください。</p> <p>※変更理由や内容が正当であると認められた場合は住宅改修変更理由書等の書類が別途必要となります。</p>	
住宅改修完了時	<p>改修後、被保険者は改修費の全額を住宅改修業者に支払います。</p> <p>住宅改修業者は、申請者より支払いを受けた後、領収書を発行します。</p>	<p>改修後、住宅改修事業者は、申請者より改修費用の総額から保険給付予定額を控除した額の支払いを受け、領収書を発行します。</p>
住宅改修後	<p>介護保険課に住宅改修費の支給申請をします。</p> <p>◇申請に必要な書類</p> <p>①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書【事後】償還払い</p> <p>②領収書</p> <p>③完成後の写真(撮影日の入ったもの)</p>	<p>介護保険課に住宅改修費の支給申請をします。</p> <p>◇申請に必要な書類</p> <p>①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書【事後】受領委任払い</p> <p>②領収書</p> <p>③自己負担金支払確認証</p> <p>④完成後の写真(撮影日の入ったもの)</p>
支 給	2～3カ月後	2～3カ月後
	<p>介護保険課から被保険者に住宅改修費として、保険給付対象工事費用の9割から7割を口座振替により支給します。</p>	<p>受領委任契約に基づき、介護保険課から住宅改修業者に、保険給付費対象工事費用の9割から7割を口座振替により支払います。</p>

留意事項1: 病院や施設への入院・入所中に退院・退所に備えて事前申請することは可能ですが、退院・退所しないこととなった場合は保険給付の対象外となります。

留意事項2: 事前申請後に申請者の方がお亡くなりになられた場合は受給権を失うため、ご存命中に完成した部分の工事費用についてのみ保険給付の対象となります。

留意事項3: 自己負担金の負担割合確認のため、領収書の添付が必要となります。